

A 1 - 1 5 9

5 年 保 存 (常) (令 和 7 年 12 月 31 日 まで)

F N . A 1 - 4 - 0

鹿 務 第 1 1 8 3 号

令 和 2 年 6 月 2 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担 当	情 報 公 開 係	TEL	
-----	-----------	-----	--

個人情報取扱事務の登録等に関する事務取扱要領の一部改正について
(通 達)

公安委員会及び本部長が鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第10条の規定に基づき作成する個人情報取扱事務登録簿の登録等に関する事務処理については、「個人情報取扱事務の登録等に関する事務取扱要領の制定について（通達）」（平成28年3月3日付け鹿務第243号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、鹿児島県個人情報保護条例施行規則（平成15年規則第1号）が改正されたことに伴い、別添の「個人情報取扱事務の登録等に関する事務取扱要領」を一部改正したので、運用に誤りのないようになされたい。

なお、この通達は、令和2年6月29日から施行し、旧通達は、令和2年6月28日限り廃止する。

別添

個人情報取扱事務の登録等に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び鹿児島県警察本部長（以下「本部長」という。）が鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき作成する個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 登録を要する個人情報取扱事務

登録を要する個人情報取扱事務(条例第10条第1項に規定する事務をいう。以下同じ。)は、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された次のような公文書を使用する事務で、平成18年4月1日に現に実施し、又は同日以後に新たに実施するものとする。

- (1) 名簿、台帳、一覧表、リストその他これらに類する公文書
- (2) 診療録、相談カード等のように個人の識別項目等によって検索できるように一定の書式に個人情報が記録されている公文書
- (3) 個人情報が記録されている申請書、申告書、届出書その他これらに類する公文書
- (4) 個人を検索することを前提に何らかの工夫（インデックス等の活用）を加えて事実上検索可能になっている公文書
- (5) 電子計算機処理に係る個人情報が記録されている電磁的記録

3 登録を要しない個人情報取扱事務

- (1) 2の規定にかかわらず、次に掲げる個人情報取扱事務は、登録を要しない。
 - ア 国の安全その他の国の重大な利益に係る個人情報を取り扱う事務
 - イ 犯罪の捜査に係る個人情報を取り扱う事務
 - ウ 公務員等（国家公務員、地方公務員並びに独立行政法人等又は地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者に係る個人情報を取り扱う事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの（県が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）
 - エ 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務
 - オ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を取り扱う事務であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの
 - カ 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録する公文書を取り扱う事務
 - キ 職員が学術研究の用に供するために、その発意に基づき作成し、又は取得する個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - ク 公務員等又は公務員等であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員名簿、立入検査証等専ら職務の遂行に関するものを取り扱う事務

ケ 法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定を適用しないこととされている個人情報を取り扱う事務

コ 鹿児島県統計調査条例（昭和25年鹿児島県条例第8号）に規定する統計調査によって集められた個人情報を取り扱う事務

サ 図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管している個人情報を取り扱う事務

シ 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，検察官，検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分若しくは刑若しくは保護処分の執行を受けた者，更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係る個人情報を取り扱う事務

(2) 2の規定にかかわらず，条例第10条第1項第4号から第8号に掲げる事項のいずれかを登録簿に記載し，又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより，利用目的に係る事務の性質上，当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合には，その事項の全部若しくは一部を記載せず，又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。

4 登録する個人情報取扱事務の区分及び登録簿の作成等

登録する個人情報取扱事務の区分，事務の内容及び登録簿を作成する本部の所属（以下「登録主管課」という。）は，次表のとおりとし，次に定める要領により作成するものとする。

登録した内容を変更しようとするときも，同様とする。

事務の区分	取扱の内容	登録主管課
全庁共通事務	本部の所属又は警察署（以下「署」という。）において共通の内容で実施し，又は実施することになっている個人情報取扱事務（現に全ての本部の所属及び署では実施していないが，特定又は複数の本部の所属及び署で実施し，又は実施することになっている場合も含む。）	当該事務を統括し，又は指導する本部の所属
出先機関共通事務	署が本部の所属から独立して実施することになっている個人情報取扱事務であって，複数の署において共通の内容で実施することになっているもの	当該事務を統括し，又は指導する本部の所属
所属固有事務	全庁共通事務，出先機関共通事務のいずれにも該当しない事務であって，一本部所属又は一署のみで実施することになっているもの	当該事務を所掌する本部の所属

注 一本部所属と複数の署のいずれでも共通の内容で実施することになっている事務を登録する場合は，一本部所属に係る分は所属固有事務と，署に係る分は出先機関

共通事務として、それぞれ別に作成するものとする。

(1) 登録番号

本部警務課長が指示する整理番号を記入する。

【例】 警察本部 - 全庁 - 001

(2) 個人情報取扱事務の名称

個人情報の収集、管理及び利用・提供に至るまでの一連の事務処理の流れを一つの「事務」としてとらえ、具体的な事務の内容が県民等に理解できるように、事務の名称を明確かつ簡潔に記入するものとする。

【例】 ○○手当の支給に関する事務、○○許可に関する事務、○○資格試験に関する事務

(3) 個人情報取扱事務の区分

前記表の区分に従い、該当するいずれかの項目の□を塗りつぶし■とする。

(4) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

ア 登録主管課

登録主管課の名称及び係名を記入する。

イ 情報保有課

当該事務に係る個人情報を保有している本部の所属又は署（以下「情報保有課」という。）の名称を記入する。情報保有課が複数ある場合には、次表の例により記入する。

事務の区分	情報保有課の記載例
全庁共通事務	全庁、本部各所属、○○部、○○部及び△△部
出先機関共通事務	各警察署
所属固有事務	○○部○○課、△△警察署

(5) 登録（変更）年月日

平成18年4月1日に現に行った個人情報取扱事務については、「平成18年4月1日」と記入する。

また、登録した内容を変更する場合は、変更後の内容で個人情報を取り扱う予定の年月日を記入する。

(6) 個人情報の利用目的

ア 個人情報を取り扱う目的が県民等に理解できるように、事務の目的や内容を簡潔に記入する。ただし、当該事務の目的や内容を記載するだけでは個人情報を取り扱う目的が分からない場合は、当該事務を遂行するために個人情報が必要であるのか、その理由まで記入する。

例えば、特定の実施要領等に基づいて実施している事務の場合は、当該実施要領等の趣旨又は目的の欄に記載されている内容程度のものを記入する。

イ 目的が複数ある場合には、原則としてその全てを記入する。

ウ 当該個人情報取扱事務の根拠となる法令、条例、規則、要綱、要領等がある場合は、（ ）内に当該事務を行う直接の根拠となる法令等の名称、条項等を記入する。

この場合において、その数が多い場合は、代表的なもので構わない。

エ この欄の内容は、「利用及び提供の制限」（条例第8条）の適否を判断する際の

基準となるので、できるだけ具体的に記入する。

(7) 個人の範囲

ア 当該事務で取り扱う個人の類型が把握できるように、当該事務に係る名簿、台帳、一覧表、リスト等に記載されている個人情報の対象者の範囲（開示請求者、許可申請者、資格試験受験者、表彰候補者、手当受給者等）を記入する。

イ 同一の個人情報取扱事務に対して対象者の類型が複数ある場合（例：資格試験の場合の受験者及び合格者等）についても、その複数の類型を記入する。ただし、登録簿に記載する内容（個人情報の記録項目、個人情報の主な収集先、個人情報の提供先等）が対象者の類型ごとに大きく異なる場合は、類型ごとに登録簿を作成する。

(8) 記録されている個人情報の項目

ア 当該事務で取り扱う個人情報全てについて、別表の「個人情報の具体的内容」を参考に、該当する全ての項目の□を塗りつぶし■とする。

イ 各項目の「その他」に該当する場合は、（ ）内に具体的な個人情報の内容を記入する。

(9) 個人情報の収集方法

該当する全ての項目の□を塗りつぶし■とし、「その他」に該当する場合は、具体的な収集方法（電子メール等）を記入する。

(10) 個人情報の主な収集先

主な収集先について、該当する全ての項目の□を塗りつぶし■とし、「本人」以外の項目については、その具体的な収集先の名称を（ ）内に記入する。

ア 「当該実施機関内の他の組織」

鹿児島県警察（以下「県警」という。）内の他の所属をいう。本部警務課が、本部警務課以外の所属で保有している台帳を活用して事務を行うような場合がこれに該当する。

イ 「当該実施機関以外の県の機関等」

県警以外の県の機関（公安委員会を含む。以下同じ。）、国、独立行政法人等、地方独立行政法人、他の都道府県及び市町村をいう。

ウ 「その他」

「本人」、「当該実施機関内の他の組織」及び「当該実施機関以外の県の機関等」以外の民間企業、民間団体、報道機関、本人の家族等をいう。

(11) 個人情報の利用状況及び目的外利用の根拠

ア 個人情報の利用状況について、「情報保有課のみで利用」又は「情報保有課以外の組織でも利用」のいずれかの項目の□を塗りつぶし■とする。ただし、その個人情報を県警以外で活用する場合（県警のある情報保有課が保有する個人情報を教育委員会で活用する場合等）については、「利用」ではなく「提供」になることから、「個人情報の提供」に関する該当欄に記入する。

(ア) 「情報保有課のみで利用」

情報保有課のみが当該事務の目的で活用する場合をいう。

(イ) 「情報保有課以外の組織でも利用」

情報保有課自身が当該事務の目的で活用するほか、県警の他の所属でも活用す

る場合をいう。

イ 「情報保有課以外の組織でも利用」している場合は、()内に具体的な部課名等を記入し、併せてそのように利用されることが、当該個人情報取扱事務の「目的内」であるのか、「目的外」であるのかについて、いずれかの項目の□を塗りつぶし■とする。

(ア) 「目的内」の利用

a 県警内で利用すること自体が目的であるような場合

【例】 県警内で利用することを目的にしている「〇〇人材リスト」に係る事務

b 事務内容自体は異なっても共通の目的のために当該個人情報を県警内で利用することを予定している場合

【例】 〇〇施設の入所に際して、入所決定に係る事務と負担金の徴収に係る事務を県警内の異なる所属で行う場合

(イ) 「目的外」の利用

当該事務の利用目的の範囲を超えて目的の異なる別の事務のために当該個人情報を利用する場合をいう。

ウ 「情報保有課以外の組織」が個人情報を「目的外」で利用する場合は、必ず「目的外利用の根拠」欄のいずれかの項目の□を塗りつぶし■とする。

特定個人情報以外の個人情報については、法令等に基づく場合は()内にその名称及び条項を記入し、条例第8条第2項に基づく場合は、該当号(複数該当する場合は全ての該当号)を記入する。

なお、同項第7号の規定により個人情報をその利用目的以外の目的のために利用する場合は、別途鹿児島県個人情報保護審議会の意見を聴取する必要があるが、県総務部学事法制課との協議が整ったものについては、同審議会の意見を聴取したものととして同号に該当する旨を記入することができる。この場合において、県総務部学事法制課との協議は、本部警務課を通じて行うものとする。

また、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)については、条例第8条の2の項目の□を塗りつぶし■とする。

(12) 個人情報の提供の有無及び目的外提供の根拠

ア 個人情報の提供の有無について、「有」か「無」のいずれかの項目の□を塗りつぶし■とする。

「提供」とは、情報保有課が県警以外のものに個人情報を提供することをいい、提供の相手は、県警以外の県の機関、国、独立行政法人等、地方独立行政法人、他の都道府県、市町村、民間企業等のいずれであるかは問わない。したがって、県警の特定の所属で保有している特定の会議出席者名簿を公安委員会に提供する場合も、ここでいう提供に該当する。

イ 提供が「有」の場合は、利用目的の範囲内での提供であるのか、利用目的以外の目的のための提供であるのかについて、該当する項目の□を塗りつぶし■とする。

(ア) 「目的内」の提供

a 外部に個人情報を提供すること自体が目的であるような場合

【例】 当該情報保有課が県警以外に周知することを目的にしている「子ども110番の家」に係る事務

b 利用目的の達成に必要な事務やその事務を遂行する上で当然に付随する一連の事務

【例】 公金の支払事務、事務・事業の内容の公表・周知等

(イ) 「目的外」の提供

当該事務の範囲を超えて目的の異なる別の事務のために当該個人情報を提供する場合をいう。

ウ 情報保有課が個人情報を「目的外」に提供する場合は、必ず「目的外提供の根拠」欄のいずれかの項目の□を塗りつぶし■とする。法令等に基づく場合は（ ）内にその名称及び条項を記入し、条例第8条第2項に基づく場合は該当号（複数該当する場合は全ての該当号）を記入する。

なお、同項第7号の規定により個人情報をその利用目的以外の目的のために提供する場合は、別途鹿児島県個人情報保護審議会の意見を聴取する必要があるが、県総務部学事法制課との協議が整ったものについては、同審議会の意見を聴取したものとして同号に該当する旨を記入することができる。この場合において、県総務部学事法制課との協議は、本部警務課を通じて行うものとする。

エ 個人情報を外部のものに渡して処理等を行う場合は、「提供」ではなく「委託」になることから、「処理等の外部委託」に関する欄に記入する。

(13) 個人情報の提供先

ア 「個人情報の提供の有無」欄の「有」の□を塗りつぶした場合に、この欄にその提供先等を記入する。

イ 該当する全ての項目の□を塗りつぶし■とし、「本人」以外の項目についてはその具体的な提供先の名称を（ ）内に記入する。

(7) 「当該実施機関以外の県の機関等」

県警以外の県の機関、国、独立行政法人等、地方独立行政法人、他の都道府県及び市町村をいう。

(イ) 「その他」

「本人」及び「当該実施機関以外の県の機関等」以外の民間企業、民間団体、報道機関、本人の家族等をいう。

ウ 県警の他の所属で個人情報を活用する場合は、「提供」ではなく「利用」になることから、「個人情報の利用状況」に関する該当欄に記入する。

(14) 個人情報の処理形態

該当するいずれかの処理形態の□を塗りつぶし■とし、電子計算機処理の場合は併せてシステム名も記入する。

なお、電子計算機処理とは、汎用コンピューター、オフィスコンピューター、パーソナルコンピューター等を用いて個人情報の入力、蓄積、検索、出力等の処理を行う場合をいい、文書を作成するためにパソコンを専らワープロとして使用する場合は含まない。

(15) 処理等の外部委託の有無

ア 当該事務を遂行するに際して個人情報の処理等を外部に委託しているか否かについて、該当するいずれかの項目の口を塗りつぶし■とし、「有」の場合は、併せて委託内容も記入する。

イ 委託とは、電算入力データのパンチ処理、印刷、封入作業、翻訳、文書の廃棄等の委託のほか、公の施設の管理や公金の徴収・収納事務の委託等も含むものとする。

ウ 当該事務の一部でも県警以外のもの（民間事業者、他の地方公共団体、他の実施機関、外郭団体、私人等）へ委託している場合は、「有」とする。

(16) 個人情報記録されている主な公文書の名称

当該個人情報記録されている主な公文書（名簿、台帳、申請書、磁気ファイル等）の名称を記入する。

(17) 備考

ア 登録した内容を変更した場合は、その理由、内容等を記入する。

イ 当該個人情報に関して、条例以外に開示、訂正、利用停止等ができる制度があれば、当該法令等の名称、条項及びその内容を簡潔に記入する。

【例】運転免許証の記載事項の変更の届出（道路交通法第94条第1項）

ウ その他登録簿の記入内容について、特に説明を要する事項その他参考となる事項があれば記入する。

5 登録及び送付

(1) 登録主管課は、登録簿を作成し、又は登録した内容を変更するときは、個人情報取扱事務登録（変更）届（別記第1号様式）に当該登録簿又は変更後の登録簿を添えて、本部警務課に送付するものとする。

(2) 本部警務課は、個人情報取扱事務登録（変更）届を受理したときは、当該登録簿に必要な調整をして登録し、又は変更するとともに、その写しを登録主管課に返送するものとする。

(3) 登録簿の写しの返送を受けた登録主管課は、出先機関共通事務及び所属固有事務（情報保有課が署である場合に限る。）に係る当該登録簿の写しを、当該事務を取り扱う署に送付するものとする。

6 登録簿の備付け及び閲覧

(1) 本部警務課は、全ての登録簿をファイルとして警察情報センターに備え付け、県民等の閲覧に供するものとする。

(2) 免許管理課、免許試験課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校は、登録主管課として作成した登録簿（署が情報保有課であるものを除く。）の写しをファイルとして事務所に備え付け、県民等の閲覧に供するものとする。

(3) 署は、当該署が取り扱う出先機関共通事務及び所属固有事務に係る登録簿の写しをファイルとして事務所に備え付け、県民等の閲覧に供するものとする。

7 登録の抹消

(1) 登録主管課は、登録された個人情報取扱事務を廃止したとき（当該事務を行わなくなったことにより、当該事務に係る個人情報を全て保有しなくなったときをいう。以下同じ。）は、遅滞なく、個人情報取扱事務廃止届（別記第2号様式）を本部警務課へ送付するとともに、登録簿の写しのファイルから当該登録簿の写しを除去するもの

とする。

- (2) 本部警務課は、個人情報取扱事務廃止届を受理したときは、警察情報センターに備え付けた登録簿のファイルから当該登録簿を除去することにより登録を抹消するとともに、除去した登録簿に個人情報取扱事務の廃止年月日を記載するなど必要な調整をして別のファイルに整理して、3年間保存するものとする。
- (3) 登録主管課は、登録された出先機関共通事務又は所属固有事務に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を当該事務を取り扱う署に通知し、当該署は、登録簿の写しのファイルから当該登録簿の写しを除去するものとする。

8 文書の保存期間

別記第1号様式及び第2号様式の保存期間は3年とする。

9 公安委員会が作成する登録簿

公安委員会が条例第10条の規定に基づき作成する登録簿の登録等については、本部長が作成する登録簿の登録等の例による。

10 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、登録簿の登録等に関し必要な事項は、登録主管課と本部警務課が協議して定める。
- (2) 鹿児島県個人情報保護条例施行規則(平成15年鹿児島県規則第1号)第2条に規定する個人情報取扱事務登録簿(別記第1号様式)については、別添のとおりであるので参考とされたい。

個人情報取扱事務登録簿

		登録番号	
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務の区分		<input type="checkbox"/> 全庁共通事務 <input type="checkbox"/> 出先機関共通事務 <input type="checkbox"/> 所属固有事務	
個人情報取扱事務を所掌する組織の名称		登録主管課	係名(内線)
登録(変更)年月日		<input type="checkbox"/> 情報保有課	
個人情報利用の目的		年 月 日 (年 月 日変更)	
個人情報の利用目的		根拠法令等 ()	
個人の範囲			
記録されている個人情報の項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所・居所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	心身の状況 (要配慮個人情報に該当するものを除く。)	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 身体の状態 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	家庭生活の状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	社会生活の状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	資産・収入	<input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 貸付状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 障害の状況 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 保健指導等の内容 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続が行われたこと。 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談・苦情 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の収集方法		<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 当該実施機関内の他の組織 () <input type="checkbox"/> 当該実施機関以外の県の機関等 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の利用状況及び目的外利用の根拠		<input type="checkbox"/> 情報保有課のみで利用 <input type="checkbox"/> 情報保有課以外の組織 () でも[<input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外]に利用 目的外利用の根拠 <input type="checkbox"/> 法令等 () <input type="checkbox"/> 条例第8条第2項第 号該当 <input type="checkbox"/> 条例第8条の2該当	
個人情報の提供の有無及び目的外提供の根拠		<input type="checkbox"/> 有 [<input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外] <input type="checkbox"/> 無 目的外提供の根拠 <input type="checkbox"/> 法令等 () <input type="checkbox"/> 条例第8条第2項第 号該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号該当	
個人情報の提供先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 当該実施機関以外の県の機関等 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電子計算機処理 (システム名:) <input type="checkbox"/> 手作業処理	
処理等の外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 有 (委託内容:) <input type="checkbox"/> 無	
個人情報記録されている主な公文書の名称			
備考			

別記

第1号様式（5（1）関係）

3	年	保	存
(年	月	日まで)

F N . A 1 - -
第 号
年 月 日

警務課長 殿

長

担当		TEL	
----	--	-----	--

個人情報取扱事務登録（変更）届

鹿児島県個人情報保護条例第10条第1項の規定により、個人情報取扱事務の登録（変更）を下記のとおり依頼する。

記

1 登録（変更）する個人情報取扱事務の名称

2 変更事項（変更の場合に限る。）

(1) 変更項目

(2) 変更内容

(3) 変更理由

(4) 変更予定年月日

3 登録簿（別添）

第2号様式（7（1）関係）

3	年	保	存
(年	月	日まで)

F N . A 1 - -
第 号
年 月 日

警務課長 殿

長

担当		TEL	
----	--	-----	--

個人情報取扱事務廃止届

鹿児島県個人情報保護条例第10条第2項の規定により、登録した下記の個人情報取扱事務を廃止したので、登録の抹消を依頼する。

記

- 1 廃止した個人情報取扱事務の名称
- 2 個人情報取扱事務を行わなくなった日
- 3 廃止した個人情報取扱事務に係る個人情報を全て保有しなくなった日
- 4 抹消する登録簿の写し（別添）

個人情報の具体的内容

1 個人情報（要配慮個人情報を除く）の項目別具体例

個人情報の項目	具体例
基本的事項	
識別番号	公的な番号（旅券番号 基礎年金番号 運転免許証番号 住民票コード 各種保険証の被保険者番号等（個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第2号から第29号までに掲げるもの）、許認可番号 その他（整理番号 受験番号 証書番号）
氏名	氏名（氏又は名のみの場合も含む。） 通称 芸名 ペンネーム 旧姓
年齢・生年月日	年齢 生年月日 干支
性別	男女の表示
住所・居所	住所 居所 居住区域名 住所歴
電話番号	電話番号 FAX番号
本籍・国籍	本籍 本籍所在地 国籍 外国人であること
個人番号	番号法第2条第5項に規定される番号
その他	指紋 声紋 顔写真 印影 電子メールアドレス DNA, 顔, 虹彩, 声紋, 歩行の態様, 手指の静脈, 指紋・掌紋をデジタル化し, 本人を認証できるようにしたもの（規則第1条の2第1号に掲げるもの）
心身の状況	
（要配慮個人情報を除く）	
健康状態	健康に関する情報 血圧 血液型 傷病名 傷病の程度・原因 訓練記録 治療の内容・方法
身体の状況	身長 体重 体力 運動能力 容姿
性質・性格	短気 凝り性等の性格
その他	精神的な悩み 補装具の有無
家庭生活の状況	
家庭状況	世帯主との関係 同居・別居の別 父子・母子家庭であること 扶養関係 家族構成 里親・里子であること 単身赴任
親族関係	特定の人との続柄 養子縁組 離縁 認知 血族・姻族関係
婚姻歴	婚姻の事実・時期 離婚の事実・時期・理由 婚姻期間 配偶者の有無
その他	衣食住に関すること（食生活の状況, 住居の間取り等）
社会生活の状況	
職業・職歴	会社名 勤務先 所属 就職・退職時期 在職期間 昇格・降格 配置転換 解雇・停職等の処分 事業所名 職位 職名

学業・学歴	卒業・在学名 退学・休学・停学 入学・卒業時期 在学年度 学業成績 クラブ活動
資格	医師・看護師・理容師・調理師等の資格 免許 講習会等の修了
賞罰	叙位・叙勲 表彰 行政処分歴 反則金 補導歴
成績・評価	各種試験の結果・成績 勤務評価 技能の記録 指導要録の教科の評定
趣味・嗜好	旅行・ドライブ・釣り等の趣味 色彩・インテリア等の好み ゴルフのハンディ 特技 飲酒 喫煙・禁煙の別
その他	自治会での活動状況 サークル・ボランティア活動歴 交友関係
資産・収入	
財産	不動産の所在・評価額 持家・借家の別 債権・債務額預貯金の額
収入	年収の額 月収 所得額 年金・各種手当の額 売上額
納税状況	各種税の納税・滞納状況 納税・滞納額 課税標準額
公的扶助	生活保護・各種手当の受給の有無
取引状況	取引相手 取引額 取引金融機関の口座
貸付状況	福祉資金・貸付金等に係る貸付・返済・滞納状況 貸付・返済・滞納額
その他	補償金 補助金
その他	
意見・要望	県政に対する意見 要望 陳情 請願
相談・苦情	各種相談 苦情の内容

2 個人情報（要配慮個人情報）の項目別解説

個人情報の項目	解説
要配慮個人情報	
人種	人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。
信条	個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。例えば、支持政党名、政治的信条、政治理念、政治的信念、政治活動歴、世界観、人生観、座右の銘、尊敬する人物、信仰する宗教・宗派、家の宗教、宗教的慣習が該当する。
社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易に脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。
病歴	病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分が該当する。例えば、特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っているなどが該当する。

犯罪の経歴	前科，すなわち有罪の判決を受け，これが確定した事実が該当する。
犯罪により害を被った事実	身体的被害，精神的被害及び金銭的被害の別を問わず，犯罪の被害を受けた事実を意味する。例えば，刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち，刑事事件に関する手続が着手されたものが該当する。
障害の状況	<p>以下の①から④までに掲げる情報をいう。この他，当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと等）も該当する。</p> <p>①「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師又は身体障害者更生相談所により，別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。 ・ 都道府県知事，指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け，及び所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。 ・ 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること。 <p>②「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師，児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，障害者職業センターにより，知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。 ・ 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け，及び所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。 <p>③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み，知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。 ・ 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け，及び所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。 <p>④「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障</p>

	<p>害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師により，厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）。
健康診断等の結果	<p>本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査，健康診断，特定健康診査，健康測定，ストレスチェック，遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等，受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。</p> <p>具体的な事例としては，労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行われた健康診断の結果，同法に基づいて行われたストレスチェックの結果，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また，法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく，人間ドックなどの保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに，医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型への疾患へのかかりやすさに該当する結果も含まれる。</p> <p>なお，健康診断等を受診したという事実は該当しない。</p> <p>※ 身長，体重，血圧，脈拍，体温等の個人の健康に関する情報を健康診断，診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は，「心身の状況」欄の該当項目を塗りつぶす。</p>
保健指導等の内容	<p>① 健康診断等の結果，特に健康の保持に努める必要がある者に対し，医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。</p> <p>具体的な事例としては，労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容，同法に基づき医師により行われた面接指導の内容，高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師，保健師，管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また，法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく，保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。</p> <p>なお，保健指導等を受けたという事実も該当する。</p> <p>② 病院，診療所その他の医療を提供する施設において診療の過程で，患者の身体の状態，病状，治療状況等について，医師，歯科医師，薬剤師，看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し，例えば診療記録等が該当する。</p> <p>なお，病院等を受診したという事実も該当する。</p> <p>③ 病院，診療所，薬局その他の医療を提供する施設において調剤</p>

	<p>の過程で患者の身体の状況、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。</p> <p>なお、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。</p> <p>※ 身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は、「心身の状況」欄の該当項目を塗りつぶす。</p>
刑事事件に関する手続が行われたこと	<p>本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたという事実（犯罪の経歴を除く。）が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これに該当しない。</p>
少年の保護事件に関する手続が行われたこと	<p>本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年（非行少年）又はその疑いがある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護に関する手続が行われたという事実が該当する。</p>